





第119回 意外に多い「虫の類」の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

昨今の都市部は清潔になったからか、あまり虫に悩まされなくなったような気がする。 私が子どもの頃は横浜市のはずれに住んでいたのでいろいろな虫が出没していた。ある夜中など、寝ていた父の胸の上をムカデが這ったとかで、叫び声で起こされたことがある。ムカデは「蜈蚣」などという見たこともないような虫偏の2字で表現されるが、昆虫ではなく節足動物である。もっとも昔の日本語における「むし」は昆虫だけでなく、このムカデやクモなどを含む広い概念であった。

ムカデはその姿態から百足とも書くが、百足屋町というのが京都市中京区に2か所ある。1つは御所のすぐ南側の夷川通沿い、もう1つは四条 烏丸交差点に近い新町通沿いで、後者は室町時代にあった豪商の百足屋にちなむという。ムカデが「毘沙門の使い」であ

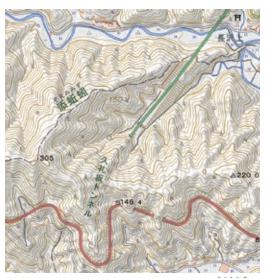
ることに関係するならば、むしろ縁起が良い 地名なのかもしれない。

虫に関する地名をランダムに挙げていくと、意外に多い印象なのが「蚊」である。宮崎県の日豊本線高鍋駅の所在地は蚊口浦(児湯郡高鍋町)。城下町・高鍋の港町として発展したところだが、由来を調べてみると、なんのことはない。小丸川と宮田川の河口にあたることから「川口」が転訛したという。瑞祥表記で嘉口と書いたこともあった。

北陸鉄道浅野川線の駅名にもなっているのが石川県金沢市の蚊爪町(駅名は蚊爪)で、運転免許センターが東蚊爪町にあるので知名度は高い。しかしこの地名もかつては東加賀爪村と西加賀爪村で、元禄15年(1702)に表記を蚊爪に改めたという。百万石の国名を冠するのをはばかったのだろうか。日本の地名は



石川県金沢市の蚊爪町。江戸時代には「加賀爪」と表記したこともある。北陸鉄道浅野川線には蚊爪駅がある。「地理院地図」令和4年(2022) 1月2日ダウンロード



虫ではないが虫偏の漢字が用いられた旧街道—添蚯蚓の表記。屈曲したルート形状からその名が付いたとされる。北側の道を西へ進めば本蚯蚓。図は左に同じ。

当て字が非常に多いが、「蚊」の字に違和感を抱かず、むしろ瑞兆とでも解釈するセンスがあったのかもしれない。蚊の地名で難読なのが蚊斗谷。埼玉県吉見町の荒川の氾濫原にあるが、かつて蒲の多い原野を開発したので「蒲苅谷」と表記したのが、江戸期に蚊斗谷に表記が変わっている。こちらもわざわざ蚊の字にした。それほど不快でなかったのか、それとも蚊を除けるためか。

虻のつく地名も少ないが各地にある。秋田 県潟上市には上虻川と下虻川(奥羽本線大久 保駅付近)のペアがあるが、集落の名前ではい ずれも小字レベルで虻田(群馬県富岡市が)義 町・同県下仁田町)、蛇篭(同県長野原町)、蛇 野(三重県松阪市)、自然地名では虻峠(山口県 周南市)、虻山(香川県土庄町)、などがある。 いずれも急斜面に面した土地であるのが共通 で、いわゆる崩壊地名の「アバ・アブ」に関連 するのかもしれない。最も知名度の高い「虻地 名」はおそらく北海道虻田郡の旧虻田町(現洞 爺湖町)だろう。室蘭本線の洞爺駅は昭和37 年(1962)まで虻田駅と称していたが、こちら はアイヌ語起源で「アプ・タ・ペツ(釣り針を 作る川)」に由来するという説があるので別 種。それでもまとわりついて煩いアブの字を 地名に当てて平気なのはやはり現代人とは違 う感覚だったとしか思えない。

戦の地名もある。最も人が多く住んでいるアリ地名は長野県松本市蟻ヶ崎で、松本城の北側に広がっており、地内には蟻ヶ崎高校と松本深志高校などが集まる文教地区だ。古くからの地名で、かつては阿礼崎と表記されることもあった。アレ・アリの意味は不詳だが、いずれにせよ平野を見下ろす突端の地形である。群馬県中之条町の蟻川は「和利の嶽という山から流れ出る川がワリ川と呼ばれ、その子音が脱落してアリ川になったのではないか」という。この説は少々苦しげでアリの語源の特定は難

しいようだが、いずれにせよ当て字だろう。

同じ虫でも近現代人に好かれるのが蛍であ る。地名はそれほど多くはないが、まずは大阪 国際空港に近い螢池東町・西町・中町・南町・ 北町(豊中市)。元は溜池の名前であったが、阪 急の蛍池駅が明治43年(1910)にできてから 宅地化が進み、昭和32年(1957)~32年に正 式名称となった。ホタルが住むのは清流という イメージが定着したことからか、平成になって 高知県南国市蛍が丘(平成9年)、福島県会津若 松市ほたるの森(平成16年)、千葉県木更津市 ほたるの森(平成18年)などが新たに登場して いる。青森市では蛍沢町が平成25年(2013)に 誕生したが、こちらは旧来の大字駒込字蛍沢に 由来するようだ。ちなみに小田急小田原線の螢 田駅(小田原市)は地名ではなく、ホタルの名所 にちなんで命名された珍しいケースである。

明治に入って養蚕が盛んになると、桑や蚕に関する地名も急増する。養蚕にちなんで新村名を決めたところは少なくない。実際には、桑」を用いた方が多いが、「蚕」では福島県耶麻郡の磐梯山東麓に「蚕養村」が明治8年(1875)に2村合併で、同県北会津郡には蚕養村が同22年に7村合併でそれぞれ誕生した。また茨城県豊田郡(後に結城郡)にも蚕飼村が2村合併で誕生、山形県には桑も合わせた蚕桑村も明治22年に誕生した。山形鉄道フラワー長井線の蚕桑駅がその名残である。

同じ「這うもの」としては、意外にもミミズ関係が存在する。高知県の峠道の名前で、本蚯蚓と添蚯蚓。強烈なインパクトを放つが、屈曲したルートがミミズの這った軌跡を思わせることから名付けられたという。場所は中土佐町の入礼から西へ山道を分け入って四万十川流域へ向かう旧往還で、本蚯蚓が北側、添蚯蚓が南側を通っていた。現在のメインルートは国道56号だが、地形図には今も破線の細道にこのミミズ街道名が記されている。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 781 2022 February 地名散步 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一 第79回 地域福利増進事業への取組 愛知県土地家屋調査士会 顧問 伊藤 直樹

06 日本登記法学会 第6回研究大会

日本土地家屋調査士会連合会 研究所理事 小比賀 敦

08 会員数に応じた事業助成の対象となっている 土地家屋調査士会を対象としたオンライン研修会

10 ADR民間紛争解決手続代理関係業務 法務大臣認定 土地家屋調査士になろう!

13 続 !! 愛しき我が会、我が地元 Vol.96 個井会/熊本会

16 所有者不明土地対策に関する講演の撮影に 連合会から鈴木泰介副会長が出席

17 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

18 会務日誌

20 で案内 映画『大河への道』

日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテMap

22 国民年金基金

24 土地家屋調査士名簿の登録関係

25 土地家屋調査士の皆さまへ 所得補償保険

26 ちょうさし俳壇

29 編集後記



_{表紙写真} 「初めての雪」

第36回写真コンクール 銀賞(自由部門) 船連 学●長崎会

積もった雪を初めて見た子供たちは、ゆき合戦にゆきだるまと大喜びでした。 一生懸命作ったゆきだるまとの記念撮影 は、次男坊が舌を出して降っている雪を食べている一コマです。

事務所運営に必要な知識 一時代にあった資格者であるために一

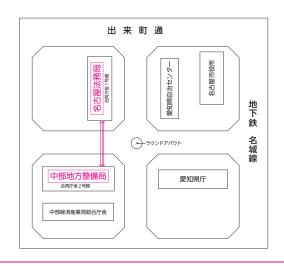
第79回 地域福利増進事業への取組

愛知県土地家屋調査士会 顧問 伊藤 直樹

愛知県土地家屋調査士会(以下「愛知会」という。) は、かねてより国土交通省との接点を考えてきました。土地家屋調査士による測量法への挑戦、このお話は名古屋法務局が現在の合同庁舎に拠点を移した28年前に遡るところから始めることといたしましょう。

平成6年、愛知会は企画広報の一環として合同庁舎敷地の南東に位置する植え込み脇に、測地系2000の公共基準点測量成果を用いた「登記基準点モニュメント」設置事業を実施しました。この事業の詳細はここでは申しませんが、モニュメントの除幕式では当時の名古屋法務局長からの祝辞をいただき、実施主体である愛知会を代表して大原会長(当時)による「土地家屋調査士は、今後基準点による地積測量図を作成することで、いずれ、地図を完成させる」旨の宣言がされました。これらの模様は当日の夕方、NHKのニュース番組で取り上げられ、広報的には成功を収めたといえるでしょう。

ここで、名古屋法務局の入る合同庁舎1号館と、建設省中部地建(現国土交通省中部地方整備局)の入る合同庁舎2号館との位置関係をご覧ください。道を挟んでいるとはいえお隣同士に建っていることがわかると思います。



実は先のニュース番組放送と一部の日刊紙によるニュース掲載の翌日に、建設省(現国土交通省)に関係のある議員の指摘を受けた建設省中部地建(現国土交通省中部地方整備局)から名古屋法務局に対し、「基準点らしき(!?)ポイントを、隣接しているといってもおかしくないこの場所へ打ち込むとは…何の折衝もなくいかがなものか。」とのお叱りが入ったのです。

「省庁と省庁の間がこれほど遠いのか。地方にある出先局同士、実際にはほんの100mも離れていないこの距離が、かくも離れた遠い存在なんだな。」と当時の我々は思い知らされたのです。以来、法務局と建設省(国土交通省)との間にある「この距離」を縮めることができるタイミングを探ってきたのです。

時は流れ令和3年、平成23年3月11日のあの東日本大震災から10年の月日が経過しました。この間には、復興と防災・減災、そして国土強靭化が日本の喫緊課題となりました。しかし、実際には津波被害を想定し少しでも安全な高台に街全体を移す計画の遅延、原発事故により環境中に放出された放射性物質を取り除くための除染作業で出た土壌などを一時保管する中間貯蔵施設用地(約1,600ヘクタール)の確保が進まないという実態が浮き彫りになりました。

これらの復興事業を進める際の最大のネックの一つとして注目されるようになったのが所有者不明土 地問題です。

相続登記未了の土地所有者が探索・確知できずに、 国を挙げた用地確保の事業対象地は虫喰い状態とな り、個人の所有権を最優先するという日本国憲法が 立ちはだかって、思うような公共事業が実行できな かったのです。

これら公共事業の問題を解決するために、平成 30年6月6日、「所有者不明土地利用の円滑化等に 関する特別措置法」が成立し、全国の管区法務局と 各地方整備局とが協力して「所有者不明土地等の対策連携協議会」が誕生しました。半年後の11月15日には、土地家屋調査士の隣接士業である司法書士の活躍が期待できる「長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例」が創設されました。この特例は、例えば50年以上にわたり相続登記等がされていない土地については、全国50の法務局・支局で、毎年1,000登記名義人分の相続戸籍・除籍等一切を調査し、登記官が長期相続登記未了地である旨等を登記簿に記録する制度です。

所在不明な所有者の探索において、原則的には登記簿・住民票・戸籍などの客観性の高い公的書類を調査するのはもちろんですが、手続の合理化を目的として、土地等所有者の探索のためであれば、市町村が保有する固定資産課税台帳の活用や、地籍調査の際に収集した個人情報等の調査票を各行政機関が利用できる制度も創設されました。

また、所有者不明土地の適切な管理のために、地 方公共団体の首長等が家庭裁判所に対し、財産管理 人の選出等の請求を可能とする制度も導入されまし た。従来、民法が厳格に利害関係人又は検察官にの み絞って財産管理人の選任の請求を認めていた財産 管理制度に対しての思い切った特例化でした。

これらの措置により、所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得するまで)をこれまでの3分の2へ縮めることが可能となりました。

この一連の円滑化法の注目事業として平成31年6月1日に登場したのが今回ご紹介する「地域福利増進事業」というわけです。所有者不明土地に第三者が一定の手順を踏むことで所有権とは異なる「利用権」を設定するという制度となります。対象となる所有者不明土地について、①反対する権利者がおらず、②建築物もなく、③現に利用されていない場合、国や都道府県知事が認定した事業については、収用委員会に代わって都道府県知事が「利用権」設定の裁定をできるとし、収用の審査や手続を省略し、権利取得の裁決と明渡しの裁決を一本化しました。

さらに、民間企業や町内会等でも地域に役立つ土 地利用ができるように、所有者不明土地限定ではあ るものの、一定の手続きを踏めば最長10年間(現在 設定可能な最長期間)は該当土地に「使用権」を設定



地域に役立つ情報のパンフレット (国土交通省)



建通新聞中部 (令和3年9月10日付)1面

できる道を開いたのです。①所有者が不明であることを示すために、所有者の探索を地元の市町村で行います。②都道府県知事が公益性等を確認、③6か月間の公告・縦覧を経て、④申請した事業の実施に

至ります。もちろん無料で使用することができるわけではありません。使用期間中の補償金を供託してはじめて「使用権 | を取得する必要があるのです。

愛知会は、この地域福利増進事業を2020年の土地家屋調査士制度制定70周年記念事業として取り組もうと挙手しました。かつてあれほど遠い存在であり、実際にも縁が薄かった中部地方整備局へこれを機会に幾度も詣でることになったのです。

この記事を執筆している現在、愛知会梅村会長と 担当役員は、所有者探索から始まり、令和4年度中 に、地域住民のために敷地を整備し防災倉庫が設置 できる「ポケットパーク」の提供活動をしています。

ご存じの方も少なくないとは思いますが、令和3年9月10日には地方紙のみであるものの、国土交通省による「所有者不明土地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査」の支援対象に、愛知会の事業が採択されました。所有者不明土地対策の支援対象先進モデルとして士業による取組が採択されたのは初めてのことであったらしく、新聞紙面にも大きく取り上げていただきました。国土交通省中部地方整備局の合同庁舎内にて、かつてモニュメント設置時にお叱りをいただいた国土交通省政策審議官に、本事業の進捗状況を報告させていただく機会も得ました。ちなみに、これまで国交省と疎遠であったわけではありません。愛知会は、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が実施する地籍調



現在の愛知会の取組「中間報告」

査に参画し、同協会が取り組む19条5項地図作成等も主要事業として取り込み、実績を積み重ね評価を頂いてきたことは言うまでもありません。愛知会は、この「ポケットパーク」提供活動を法務行政における所有者不明土地問題への協力の一環と認識し、ぜひとも成功に導きたいと願う次第です。

なお、実際にポケットパーク提供を目的とした地域福利増進事業において現地説明の折にこんなご意見を若いお父様から伺いました。

「この辺りは、住宅の点在する田畑。そして銀杏(ぎんなん)で有名な祖父江町。とはいえ、児童が安心して遊べるのは、小学校の学校敷地内だけだわ。小さい公園なら、ブランコかスベリ台のひとつでもあれば、若い親子がノンビリ遊びに来られるかも。|

この事業は決して法務局、国交省、そして土地家 屋調査士の三者だけが満足する事業ではないので す。地域福利増進に対して愛知会が責任を持って キッチリやり遂げたいものです。

今回の所有者不明土地は、表題部所有者のみが記載された土地に分類されます。皆さんが昨今、研修を受け勉強された「字(あざ)持ち」と言われる所有者欄となっています。この地域では、某Y姓の方が多くお住まいで、その氏の方々の神社がこの土地に祀られていたことを地元住民から伺いました。神社は解散し、施設も解体済みであるものの、敷地奥には、かなり太い幹の樹木が植わっていた事を知らされました。今は枯れているとしても、重機を用いて抜根をする費用負担についてはおそらく愛知会になるのだと私は思います。廃殿になった際に、お祓いにも地元の幾人かの皆さんが出席されたとも伺いました。

地元の区長、役員さんたちにお集まりいただき、ポケットパークの整備、防災倉庫の説明に耳を傾けていただきました。皆さんのご了解をいただく際に「防災グッズは揃えてくれるかね?」「市役所が設置してくれるかね?」との質問や要望が飛び交いました。

日本登記法学会第6回研究大会

日本土地家屋調査士会連合会 研究所理事 小比賀 敦

令和3年11月27日(土)、オンライン会議システム「Zoom」を利用した会議形式により日本司法書士会連合会と日本土地家屋調査士会連合会との共催で、法務省が後援となり日本登記法学会第6回研究大会が開催されました。

今大会は「デジタル社会と登記」をテーマに、午前 の部を「商業・法人登記関係」、午後の部を「不動産 登記関係」として、それぞれ研究報告されました。

開会に先立ち、日本司法書士会連合会会長の小澤 吉徳氏からご挨拶をいただきました。政府は行政手 続の100%オンライン化を目指している。デジタル 庁を核としたデジタルガバメントの確立、全ての 国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築す る。金融機関も含めて不動産業界全体がデジタル化、 DX化が進んでいく。不動産業界、金融機関の作る システムを利用するのではなく、我々が登記のDX をリードし、システムを構築する必要がある。司法 書士自身のイノベーションが市民に期待されている 中、このような大会が開かれることは大変重要で意 義のあることである、と挨拶されました。

次に法務省民事局民事第二課長の藤田正人氏からご挨拶をいただきました。不動産登記においては、相続登記、住所変更登記の義務化、新たな財産管理制度や、国庫帰属制度の導入など、データ化デジタル化の施策が盛り込まれたこと。商業法人登記においては、デジタル化、オンライン申請を前提とした利用促進のための制度改正がされたことなど、今後も不動産登記、商業登記が時代に即し、健全に機能するよう努力するとともに、本学会が実り多きものになりますように、と挨拶されました。

午前の部 研究報告

研究報告① 「登記のDXとDX時代の登記」

小塚荘一郎氏(学習院大学法学部教授)

登記のシステムとデジタル化、スマートコントラクトと登記、データ取引と法人登記、登記制度と将

来展望などについて説明があり、小塚氏は、社会が デジタルの時代になっていったときに、その取引社 会が、我々が幸せな、信頼をもって暮らせる社会な のか、それを目指すために今は存在しない登記制度、 認証制度が必要となるであろう。これについて法的 な観点で議論する必要がある、と話しておりました。

研究報告② 「IT社会において商業登記が担うべき 役割とその課題」

早川将和氏(司法書士)

インターネットの発達によって、企業の情報が取得しやすくなった現在でも、情報としての商業登記の重要性が現在も増している。この理由は、商業登記の情報の確からしさが考えられる。この確からしさを維持しながら、オンライン、リアルタイムでの企業情報基盤という形で大きな役割を担うことは間違いない。そのためには、電子署名の普及、(大企業の実印押印は担当部署の代行押印が通常だが、本人操作が前提では対応できない)役所間のデータの連携、(データを定型化させるなど)代理人の活用(登記官のみが登記審査を受け持つシステムは審査期間短縮の限界あり)が必要であると述べられました。

午前の部の総括として、日本登記法学会顧問の北村雅史氏(京都大学大学院法学研究科教授)からお話をいただきました。デジタル化に法律家はどのような対応を取るべきなのか考える契機になる、と感想を述べられました。

午後の部の開会に先立ち、日本土地家屋調査士会連合会会長の岡田潤一郎氏からご挨拶をいただきました。公的機関による社会の基本データの最新性、正確性が確保されたいわゆるベースレジストリに適合した情報が提供できるよう、我々も研鑽を積んでいきたい、と挨拶されました。

午後の部 研究報告

研究報告① 「デジタル社会における不動産登記簿 の公開」

小西飛鳥氏(平成国際大学法学部教授)

小西氏は、今回の民法、不動産登記法の改正で、 DV被害者等の保護のための対策が取られたが、もっ と拡大すべきではないか、という視点から説明があ りました。不動産登記情報は、正当な理由を有する 者に、正当な理由がある部分のみに限定すべきであ る、と話しておりました。

研究報告② 「デジタル化社会における不動産登記 ~完全オンライン申請の展望と課題~」

陰山克典氏(司法書士)

現在のオンライン申請には、マイナンバーカードによる電子署名が必要であり、今後、マイナンバーカードの普及や、署名に必要な附属機器の準備などが課題である。政府は、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載を、令和4年度末の実現を目指している。今後、委任状をスマートフォンで送信してくることも考えられ、非対面での本人確認や、オンラインでの意思確認の検討が必要である。また、資格者代理人による電子署名で信頼性を担保する働き掛けも併せて重要であると述べられました。

研究報告③ 「リモートセンシングデータの登記利用について」

今瀬勉氏(土地家屋調査士)

航空レーザーデータを基に3D解析した画像と、数値化した図面を重ねて筆界を推定する技術や、レーザーの届き具合で樹木の種類の特定ができる技術などを紹介しました。山林の所有者は高齢者が多く、3D解析によって、現地に行かなくても画面上で筆界の説明ができる。現地立会いの負担軽減にもつながるのではないか、と話しておりました。また、山林の放置や荒廃、所有者不明問題などの解決につなげるとともに、山林の利活用にも応用できるとし、これまでの図面、空中写真など、埋もれた情報を共有することにより、より精度の高い筆界の推認ができるようになる。今後の技術の進歩に期待したいとも述べられました。



最後に日本登記法学会顧問の道垣内弘人氏(専修 大学法科大学院教授)から午後の部3人の発表全て の内容に触れ、丁寧な総括をいただき、閉会となり ました。

終わりに

コロナ禍により、人との接触や移動の制限が余儀 なくされ、我々の業務にも大きな影響が出ている昨 今であります。そのような中、デジタル化、リモー ト化を図り、離れた場所での本人確認、意思確認、 現地確認のニーズがこれからますます高まってくる と思われます。そのためには、デジタル庁を核とし たインフラの整備、制度の改正、不正防止に関わる ルール作り、大量な情報を扱うことによる漏洩の防 止、プライバシーに配慮した公開方法など、解決し なければならない問題は少なくありません。このよ うな中で、この研究大会が開かれたことは、大変有 意義であり、問題解決のための大きな前進ではない かと感じました。近い将来に訪れるデジタル社会 が、我々にとって便利で、万人に使いやすく、これ までの社会よりもより幸福で豊かな世の中になるの では、と期待できるような研究大会でありました。

会員数に応じた事業助成の対象となっている 土地家屋調査士会を対象としたオンライン研修会





令和3年11月17日に佐賀県で行われた連合会の 新たな試みとなる標に研修会当日の様子を取材しま したので報告します。

研修会の前に、今回の研修会についての想いを教 えてくださいという私からの質問に対し

「良い事も悪い事も、今の土地家屋調査士を取り 巻く環境を会員の皆に知ってほしい」

との連合会岡田会長のお答えでした。

研修会の趣旨

均質な土地家屋調査士業務を提供するための環境の整備等を目的とした、各土地家屋調査士会の会員数に応じた助成金制度は、令和5年度末に廃止することが決定しています。令和6年度から研修、広報の分野において助成金制度の代わりとしてより具体的な事業助成を行うことを検討しています。この度の研修会はその事業助成の試行的モデルとして集合形式とオンライン形式でのハイブリッドにより開催したものです。

研修会準備

会場の手配や司会等 の準備は佐賀会が行 い、講師・配信機材の 手配等は連合会が担う という協力体制で行わ れました。一つの研修 会を各土地家屋調査士



会と連合会で協力して行うことは、相互のコミュニケーションの活性化という副産物をも生む意義のある試みだと会場で感じました。

準備は、午前10時から佐賀会執行部と連合会担 当者との連携で始まりました。万事うまくいくかと 思われたのですが、音声接続においてトラブル発生です。全国の土地家屋調査士会、連合会、佐賀県研修会場との相互通話の音質問題でした。研修会場ではオンラインで質問を受け付けることを想定し、会場設備のスピーカーから音声を出力しようと試みましたが設定が難しく、今後の会場設営では音声出力方法の検討も必要であると判明しました。

使命規定の明記

本研修はオンライン配信も併用していますが、会場にも多くの会員が足を運ばれていて、そこからも佐賀会の熱意が伝わってきました。午後1時、研修会開始です。佐賀会藤田研修部長の開会宣言、佐賀会富澤会長の挨拶、連合会研修部山﨑部長の趣旨説明とハイブリッド型研修会ならではの空間を越えた開会となりました。

ここからは、今回講師の岡田会長による研修内容で 特に印象に残った言葉をお伝えさせていただきます。

『「土地家屋調査士法一部改正で、目的規定を使命規定に置き換えたことは、国民生活の安定と向上への貢献という、量より質を求めたことである。使命を法第一条に掲げ、制度の在り方自体を含めて責任を持つ集団であるために法案の成立を果たしたことは、大きな成果であります。」と寺田逸郎先生¹から頂いた言葉は、土地家屋調査士制度制定70年の節目としては最高の言葉です。』

と岡田会長がとても誇らしそうに話されていました。 きっと、法案成立までに多大なる 尽力をされたから こその悦びかと想像します。

表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針(案)について

不動産登記法の目的である、権利の保全、取引の

円滑に貢献することを目的としながら、国民負担の軽減を考慮した「筆界確認情報」の取扱いが変わろうとしています。前提条件として世界測地系の復元可能な座標値が必要であること等ありますが、不動産登記規則第93条ただし書に規定する調査報告書(以下調査報告書)が持つ意味が大きくなることは間違いないでしょう。ADR認定土地家屋調査士制度を生かすため、調査報告書を活用することで、ADRのみに限定せず、多様な方向からADR認定土地家屋調査士制度に意味を持たせたいという想いが伝わってきました。

これから事務取扱要領の改訂作業に入ってきますが、各法務局と各土地家屋調査士会とで協議を行う際には、隣接法律専門職として不動産登記を通じて国民の皆様に貢献できるように、しっかりとした協議をお願いします。『新しい筆界確認情報の取扱いの目的が、土地家屋調査士の仕事を楽にするためではないことの理解は我々が自覚しなければいけません。』との岡田会長の言葉は、国家資格者としての責任と重みを改めて我々に問い掛けているようでした。



土地家屋調査士の新しい資格者モデル

今は夢物語と前置きされましたが、新しい資格者 モデルを一緒に作っていくのも楽しいのでしょう。

その夢物語の一つ目は、土地家屋調査士による 「空き地空き家の管理システムの構築」です。土地家 屋調査士は、調査士カルテMapの利用ができます。 カルテMapのメリットの一つは、ゼンリンの住宅 地図の利用ができることです。ゼンリンの住宅地図 は著作物のため、利用するには複製許諾証の貼付け が必要ですが、カルテMapは複製許諾がされてい ることから官公庁にも堂々と提出することができま す。既にこれだけで便利なのですが、真価を発揮す るのは、カルテMapをオープンシェアシステムと して利用したときです。私達が知り得た土地の所有 者情報、筆界情報等は貴重な情報財産です。情報を 一人で囲い込まずに、成果を登録し事件管理し土地 家屋調査士皆で共有することができれば、法務局に 匹敵するような筆界管理システムの構築がされ、業 界全体にイノベーションを起こすことができます。

二つ目の夢は、土地家屋調査士版「デューデリジェ

ンス構想」の具現化です。「デューデリジェンス」と 何やら聞きなれない言葉が出てきましたが、調べて みると、投資を行うに当たって投資対象の価値やリ スクなどを調査することを指すようです。

具体的には、固定資産税情報の正誤調査となります。土地家屋調査士には現地調査をして分析して提案していく能力があります。国民財産管理のお役に立てることは新たな業務の創設となります。

三つ目の夢は、「発展途上国における法整備支援」です。資格者団体として法整備支援に協力し、我々が70年掛けて築き蓄えた知識を伝えることは、世界とつながることになります。

『未来の土地家屋調査士につなげる夢。これらは、土地家屋調査士法の改正からつながっています。若い人が誇りを持って携わるにふさわしい業務を行えるよう連合会も努力し、周りの意見に耳を傾け多様性を認め合う組織の運営、最後の決断は皆で協議しながら各土地家屋調査士会と会員の皆さんを下から支えていく連合会でありたい。全ての土地家屋調査士と一緒に未来を切り拓いていきましょう。』と岡田会長は締めくくられました。

全国の研修会をオンラインでつなぐといった試みは、時代に沿った組織であろうとする姿勢と、全国の土地家屋調査士共通認識の一致を図るという意味のある大きな一歩だと感じます。研修会は会場で聴くものから、場所を限定せずに受講できるものに変わろうとしているのでしょうか。

先日、運転免許更新時講習のオンライン化がニュースになっていました。奇しくも令和6年を目指しているようです。これからも社会のデジタル化は止まらないものだと思います。デジタルを連合会と土地家屋調査士個人をより身近につなぐツールとして使い、土地家屋調査士の未来は明るいものだと期待しつつ、本稿を締めくくります。

広報員 松村 充晃(熊本会)

¹ 寺田逸郎先生 前最高裁判所長官 制度制定70周年 記念講演

YouTubeにて研修会動画を期間限定で配信中 URL: https://youtu.be/zZTT0yxdbbk

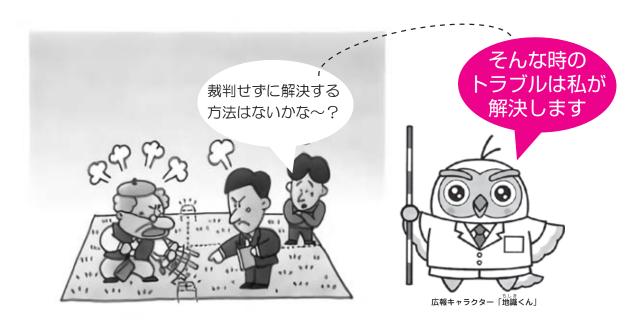




ADR

民間紛争解決手続代理関係業務

法務大臣認定 土地家屋調査士になろう!



時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する 社会のニーズに対応しよう!

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決するADR認定土地家屋調査士を目指そう!



45 時間の集中研修で ADR代理人として 必要な知識を習得します。 研修で培った能力を 検定します。 基準を満たした場合 ADR代理関係業務を 行うのに必要な能力を 有すると認定されます。



目 的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務(民間紛争解決手続代理関係業務)を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員(会員)及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者(有資格者)です。

受 講 料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円です。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度(2~4万円)を適用し、安価に受検・受講が可能です(一定の条件があります。)。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準(民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」)に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査(テスト)があります。

1 基礎研修(17時間):基礎的な視聴研修(映像教材を視聴)

第17回土地家屋調査士特別研修の講義は次のとおり。

憲法(2時間) ADR代理と専門家責任(2時間)民法(3時間) 所有権紛争と民事訴訟(4時間)民事訴訟法(4時間) 筆界確定訴訟の実務(2時間)

2 グループ研修(15時間以上): 少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集 合 研 修(10時間):グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義(3時間):弁護士による倫理を主体とした講義

5 考 査:代理人として必要な法律知識の習得を確認(テスト)

第17回特別研修の日程

1 基礎研修: 令和4年7月8日(金)から10日(日)

2 グループ研修: 令和4年7月11日(月)から8月18日(木)

3 集合研修: 令和4年8月19日(金)、20日(土)

4 総 合 講 義: 令和4年8月21日(日) 5 考 査: 令和4年9月3日(土)



特別研修の受講体験者の声



特別研修の記憶

島根会 加藤敦久会員 (第2回特別研修受講・平成18年度)

特別研修を受講してから随分と時間がたち、細かい内容については忘れてしまったものも多いのですが、グループ研修での申立書、答弁書の作成、倫理に関する設問の回答をグループの皆で意見を出し合い、考えたことや、それについて集合研修での弁護士さんの講義は強く記憶に残っています。

当然、グループの誰も申立書、答弁書など書いたことはなく、いろいろなものを調べ、各々が書き上げてきたものを突き合わせながら作り上げていったことは、とても充実していて、楽しい時間でありました。

倫理についてのグループ討論では、どうしても筆界に重点を置いた考えになってしまいました。弁護士さんの講義で、民間紛争解決手続代理関係業務の代理人としては依頼者の利益を考えて動いて行かなければいけないと言われ、これまでとは切り替えてやっていかなければならないと感じました。また、通常業務においても筆界ばかりを見て、視野が狭くなり、そこに至るまでの過程での依頼者や隣接者に対する姿勢についても不足しているものがあるのではないかと考えさせられるものでした。

所属会の勧めで、特に何も考えずに気楽な考えで受講することにした特別研修ではありましたが、いざ受講してみれば講義内容も簡単なものではなく、拘束時間も多く、考査もあるため、なかなか大変なものでしたが、いろいろな気付きもあり、新たな知識を得ることができ、また、依頼に対応する手段を増やすことができたことは、とても有り難いことだと感じています。

特別研修で得たもの

沖縄会 桃原達治会員 (第12回特別研修受講・平成28年度)

私は、平成20年度土地家屋調査士試験に合格し、平成24年度に開業しました。第12回特別研修が予定定員に達すれば沖縄県で受講できると沖縄県の土地家屋調査士会から案内があり、この機会を逃せばいつ沖縄県で受講できるか分からないと思い、受講申込みを行いました。無事予定定員に達し受講することになりましたが、業務を行いながらの研修であり、なおかつ土地家屋調査士試験に合格して月日がたっていたため、研修に付いていけるか不安でした。しかし、研修の内容については、まず基礎研修から始まるため徐々に記憶を取り戻し、土地家屋調査士としての知識を振り返る意味でもいいタイミングでの受講だったと思います。また、受講の日時についても週末(金、土、日曜日)に設定されており、業務においてもほとんど支障がなく行うことができました。受講において、特に有意義に感じたのはグループ研修でした。数名のグループに分かれ、各グループでADRに係る同じ課題をこなし、意見を集合研修・総合講義で発表するとの内容でありますが各グループいろいろな意見があり勉強になりました。自分が参加するグループでも意見が分かれ、設定した時間が過ぎても議論を行った記憶があります。また、講義において弁護士講師の先生から申立書・答弁書の作成に当たっては時系列をまとめ、総合的に判断し作業を行うことについてのアドバイスを受け、現在の業務に生かされております。特別研修を終えて無事ADR認定を取得することができ、なおかつ特別研修で共に受講した会員と今現在、意見を交換することもあり相談できる仲間も増えました。今後も筆界の専門家として、気を引き締め業務に励んでいきたいと思います。

愛しき 続!!我が会、我が地元 Vol. 96

福井会

『若い世代にPRを』

福井県土地家屋調査士会 広報部長 酒井 邦夫

我が会の年齢別会員分布図によると、65歳以上が40%強、50歳から64歳が30%強であります。つまり、50歳以上が全体の70%強を占めている高齢会ということになります。また、近年の傾向として、土地家屋調査士の受験者数も減少傾向にあります。

我が会の会員名簿を見てみますと、親が土地家屋 調査士をされている方、測量、建築、不動産、銀行 等からの転職者がほとんどであり、何らかの形で土 地家屋調査士の仕事に触れ、魅力を感じていた人た ちが資格を取得し業界を築いており、この傾向は変 わらないと思われます。

新たに土地家屋調査士を目指してもらうには、若い世代に土地家屋調査士という専門職を知ってもらうことは必須の課題だと感じます。

そんな中、昨年から福井新聞社が主催する福井の若者の未来を応援する「ふくいお仕事図鑑」という冊子が発刊されていることを知り、土地家屋調査士のお仕事をPRすることになりました。「土地家屋調査士ってなんぞや?」から説明しなくてはいけない若い世代に、魅力ある資格であることが伝わり、将来の職業選択の一つになったらと思っています。



【ふくいお仕事図鑑のご紹介】

この冊子は県内企業の協賛により企業の協賛により企業の夢、高い技術力や魅力を活力を活力を高校生に分かりで、「存して、で働き、石とで、「でもらうためのガイで、関内するとで、「での高校1年生を対して、文理選択など進路



を考えだす11月頃に発行される冊子で、高校生が 将来を思い描くきっかけをつくることを目的として います(一部福井県内で就職活動する大学生にも配 布されるとのこと。)。

福井県には、たくさんの魅力的な会社があり、若者の夢を実現できるフィールドもある中、我が会では、この冊子を通じて若い世代に知名度を上げ、専門職である土地家屋調査士という仕事の魅力をアピールし、将来は「土地家屋調査士になりたい」と思う人がたくさん出てくることを期待しています。

福井県は2年おきに実施される全国47都道府県幸福度ランキングで4回連続の「幸福度日本一」を達成している県であり、住みやすさ、豊かさなど全国で誇れるものがあり、ふるさとに戻りたいと思う人はたくさんおられるかと思います。また県内に就職はしてみたものの、将来に疑問を感じている方々にも土地家屋調査士という資格を取得し独立開業の夢舞台に進めるこの専門職はぴったりだと感じています。

将来土地家屋調査士になりたいと思っていただく ためにも、現在の制度を維持し、業務の質を落とさ ず、報酬額の低価格化などは絶対に避けていかなく てはならないと感じます。

我が会では、新卒者だけでなく、転職を考えてい る人へ何か後押しができるPRを考えていきたいと 思います(予算の都合できびしいこともありますが …笑)。

最後に、北陸新幹線が2024年春に福井、敦賀ま で開業予定です。その頃にはコロナウイルス感染症 も収まっていることと思いますので、是非一度「幸 福度日本一|の福井県にお越しください。







能本会 『ふるさと天草』

熊本県土地家屋調査士会広報部理事 平林 陽兵

先日、初めて娘から手紙をもらいましたが、「い つもお仕事頑張ってね。|とか「いつも遊んでくれて ありがとう。」など、労いの言葉が書いてあると思 いきや、いざ読んでみると、「パパのバカ!大嫌 い!もう知らない!」と書いてあり(もちろん冗談で す。)、思わず大笑いしてしまいましたが、そんな私 をこっそり覗き見してニヤニヤ笑っている小学校1 年生の娘を持つ私は、熊本県土地家屋調査士会で広 報部理事を務めております平林陽兵と申します。

熊本会広報部長から「地元をPRしませんか?」と 言われたので、私の故郷について書き記したいと思 います。

私が住んでいるところは、熊本県の南西部に位置 する天草諸島なのですが、天草上島と天草下島を主 島として、御所浦島・大矢野島・維和島など多くの 島で形成されています。自治体としては天草市・上 天草市・天草郡苓北町の2市1町で、私は天草市に 住んでいます。所属は、21名の会員が在籍する天 草支部に所属しております。少人数ながらも、業務 で困ったときには助けてくれる頼れる先輩方が多く て、とても有り難く思っています。あと、お酒が好 きな人が多いですね(笑)。

主な産業としては、クルマエビ・真珠・近大マグロ、 岩牡蠣、トラフグ等の養殖業である水産業がありま す。また、天草西海岸の方では常に優れた陶石(陶器 の材料)が取れ、生産量は全国の8割を占め、地元の 天草陶磁器や日本各地の陶磁器の原料として多く用 いられているそうです。多くの海水浴場もあり、イ ルカウォッチング・船旅・温泉・景色のいい大自然 などを楽しめます。つまり、山と海に囲まれた世界 遺産もある「メチャメチャ素敵な島」ということです。

ところで、皆さんは「天草」と聞いて最初に浮かぶ 言葉は「天草四郎」ではないでしょうか。かつてキリ スト教の布教が広がり、キリシタン弾圧や島原・天 草の乱などの悲劇もあったことから、天草はキリシ タンの島として知られています。私の妻の故郷で ある天草市天草町大江には大江天主堂(カトリック 教会)があり、現在もキリスト教信者の方々が信仰

…と、ここまでは一般 的な地元紹介です。ネッ



天草四郎像

トで検索すると当たり前のように探せます。そして、 ここから先はほんの少しだけ「食」について、人は旅 先で楽しむことといえば「食」。人間は食べている時 が何より幸せ(個人的主観)ですよね。私は、食べている時が幸せです(笑)。だから太るのです(爆)。

有明海と不知火海で採れる「海の幸」、いうまでもなく魚介系の宝庫です。さかな・サカナ・魚・肴と …魚がとにかく美味いのです。特に鯛がオイシクテ・おいしくて・美味しくて…。また、魚だけではありません。先日、畜産農家をなさっているお客様から聞いた情報によると、「天草で生まれた子牛は松坂牛になる。」と聞きました。確かに松坂には行かずに天草で育てられた地元ブランド牛である「天草黒毛和牛」はとても美味しいです。また、歯ごたえがたまらない地鶏「天草大王」メチャメチャ美味しいですね。思い出すだけでヨダレが出そう(笑)。

熊本市内から車で約2時間かかり、電車もない田舎町ではありますが、自然の中で心がリフレッシュでき、且つ、食が楽しめる天草まで、一度足を運んでみてはいかがでしょうか。きっと満足していただけると思います。



イルカ



世界遺産・崎津天主堂



大江天主堂

所有者不明土地対策に関する講演の撮影に 連合会から鈴木泰介副会長が出席

日本土地家屋調査士会連合会 社会事業部

国土交通省から連合会に、令和3年度所有者不明土地関係講演(インターネットによる録画講演)の依頼があり、令和3年9月27日(月)に、鈴木泰介副会長による「土地家屋調査士による所有者不明土地問題への貢献 | と題する講演収録が行われました。

同省では、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下「所有者不明土地特別措置法」という。)の成立や所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議で決定した基本方針を受け、関係機関等の協力の下、所管10ブロックの地区それぞれに「所有者不明土地連携協議会」を設立し、所有者不明土地問題に取り組む市町村等を支援しているところ、例年、各ブロックにおいて市町村等の用地担当職員、不明土地担当職員に対する支援の取組として講演会・講習会を実施しています。

令和3年度の講演会・講習会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面方式による実施に限らず、ウェブ等による映像対応にて実施することも予定されていたため、今回の講演収録となりました。

今回収録された動画は、前述の市町村等の用地担 当職員、不明土地担当職員に対する支援の取組とし て講演会・講習会において利用されるとのことで、 まずは土地家屋調査士の業務等について紹介があり ました。

それを踏まえ、用地買収、公共工事、所有者探索、

道路境界管理及び狭あい道路解消における土地家屋 調査士の役割について説明があり、続いて改正土地 基本法、改正民法、所有者不明土地特別措置法、地 籍調査事業及び市民相談と土地家屋調査士の関わり について説明がありました。

特に、用地買収や公共工事において発生する所有 者不明土地問題については、土地家屋調査士は日常 の業務を通じて多くの事例に接している所有者探し のプロなので、是非活用してほしい旨の説明があり ました。

講演収録の終了後、鈴木副会長から、「今回、所有者探索に限らず土地家屋調査士について説明しましたが、我々の業務は、自治体だけでなく依頼者である国民との信頼関係が欠かせません。会員の行動が、土地家屋調査士制度への評価につながります。会員の皆さんには、今一度、土地家屋調査士の使命と倫理を認識いただき、国民の皆様の期待に応えられる資格者であっていただきたいと思っております。」というコメントがありました。

今回収録された動画は、国土交通省から全国の所有者不明土地連携協議会に送られ、同協議会の講習会等で順次上映されるとのことですが、連合会においても動画データを入手しましたので、eラーニングコンテンツとして掲載することとしています。



収録の準備



収録の様子

連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信



12月16日 ~1月15日

新型コロナウィルスの感染症の勢いが少し落ち着きを見せていた12月のある日、多田努先生の訃報が水道橋に届いた。連合会の理事や香川県土地家屋調査士会の会長として制度の発展にご尽力いただき、私は個人的にも若手時代からなにかとと世話になってきた。大きな体で豪快に食べ、豪快に笑う。しかし、業務や会務に関しては繊細で妥協を許さない。そんな多田先生が68歳で逝ってしまうとは考えもしなかった。私には今も、水道橋の交差点で手を振って「こっち、こっち!」と呼ぶ声が聞こえてくる。心からご冥福をお祈りいたします。合掌。

12月

16日 全国土地家屋調査士政治連盟 第1回勉強会 における講演

全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)の役員会において「土地家屋調査士を取り巻く環境と未来」と題して、土地家屋調査士法一部改正議論の道のりと令和3年予算政策要望(案)をお伝えする機会をいただき、連合会と全調政連の連動の重要性を互いに確認した。

16日 菅前総理大臣への表敬訪問

全調政連の椎名会長はじめ役員の方々と共に菅前内 閣総理大臣を表敬訪問させていただいた。菅前総理 には、昨年開催した制度制定70周年記念行事にお いて貴重なメッセージを頂戴したこともあり、改め てお礼を述べさせていただいた。

16日 登録審査会

連合会の重要な職務の一つに、会員の登録事務が存在する。この日は、外部委員の先生方にも参集いただき、連合会会議室において登録審査会を開催。組織として、今後も円滑で正確な登録事務を実施することは必然だと再確認できた。

20日 法務副大臣への表敬訪問

全国の土地家屋調査士を代表して、津島法務副大臣 を表敬訪問させていただいた。この日は、副大臣の 地元から青森会の三戸会長と青森政連の小林会長も 同席していただき、和やかな雰囲気の中で懇談させ ていただいた。

20日 林芳正衆議院議員「第21回林芳正セミナー」

岸田内閣において外務大臣として活躍されている林 芳正衆議院議員のセミナーに参加した。現役の外務 大臣から日本外交の展望を直接耳にできたことをこ れからの会務や社会生活にも生かしたい。

21日 柴山昌彦衆議院議員「柴山昌彦君の更なる飛躍を願う会セミナー(国政報告)」

柴山衆議院議員には、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の事務局長として、常日頃から大変お世話になっている。この日は、独創性を持った日本版イノベーションモデルの方向性に関する勉強会であった。

22日 自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進 議員連盟総会

標記の総会に、柳澤副会長、野中副会長と共に参加 した。私たち土地家屋調査士と国民の皆さんを結ぶ 架け橋となっていただいている国会議員の先生方に 予算・政策要望を説明。意見交換の中では、連合会 長として、「やります。やれます。やってみせます!」 を貫く姿勢をお伝えさせていただいた。

23日 山下たかし衆議院議員「山下たかし君を激励する会」

土地家屋調査士法第1条の使命規定を創設した時の 法務大臣であった、「山下たかし君を激励する会」に 出席。山下たかし議員は、いつも大きな笑顔で大勢 の支援者を実に丁寧にお迎えしている姿が印象的で ある。

1月

5日 第10回正副会長会議

新年早々ではあるが、正副会長会議を招集し、本年 も協力体制をお願いし、常任理事会での協議事項の 確認と懸案事項の整理、対応を協議した。

5日、6日 第9回常任理事会(電子会議出席者あり)

正副会長会議に引き続き、常任理事会を招集。本年も自身、家族、事務所スタッフの健康に十分留意しての会務対応をお願いさせていただく。私からは令和4年度事業方針大綱(案)を示し、常任理事から意見等を聞かせてもらった。

6日 年始挨拶回り

まだまだ新型コロナウィルス感染症拡大の影響が続いており、関係団体等の新年会は軒並み、中止の案内が届いているが、訪問箇所と滞在時間、参加人数を最小限に絞って年始の挨拶に伺った。

7日 山﨑司平顧問弁護士との打合せ

連合会の顧問弁護士をお願いしている山﨑先生を柳澤・鈴木泰介両副会長と共に訪問し、昨年来の懸案 事項を相談させていただいた。山﨑先生からは都度、示唆に富んだ対応策を示していただいている。

11日、12日 一般社団法人金融財政事情研究会「新春オンラインセミナー」

月刊「登記情報」で馴染み深い金融財政事情研究会のセミナーにオンラインで参加した。最近のトピックを中心に民事基本法改正の動向に関してのセミナーであり、私たちの日常業務と未来に大きく関連する内容を視聴できた。

14日 第11回正副会長会議(電子会議)

年明けからの新型コロナウィルス感染症再拡大の状況を鑑み、連合会として予定していた事業における 影響を分析するとともに、方向性を確認するため正 副会長会議を開催した。

会務日誌 12月16日~1月15日

12月

17日

研究所第1回研究テーマ「歴史的地図・資料」会議(電子会議)

<協議事項>

1 研究テーマ「歴史的地図・資料に関する研究」について

20日

第2回オンライン登記推進室会議(電子会議出 席者あり)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについての申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム(不動産登記)のプログラム変更に係る対応について
- 2 大阪会で実施しているオンライン申請研修

- 会等に係る録画データの発信について
- 3 オンライン登記申請に関するマニュアルの 作成について
- 4 日調連が提供する93条不動産調査報告書ソフトの改修について

21日

第7回研修部会

<協議事項>

- 1 令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修 について
- 2 令和4年度土地家屋調査士新人研修について
- 3 令和4年度における会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会について
- 4 eラーニングにおける諸事案の対応について
- 5 研修管理システム(仮)について
- 6 研修体系の確立について
- 7 研修部における令和4年度の会議日程(案) について

8 令和4年度研修部事業計画(案)及び同予算 (案)について

22日、23日

第6回財務部会

<協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 会議等における費用助成の基準の一部改正等について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一 部改正(案)について
- 6 令和3年度決算における賞与引当金の計上に伴う関係規則等の一部改正について
- 7 令和4年度予算(案)について

24日

研究所第1回研究テーマ「最新技術」会議(電子 会議)

<協議事項>

1 研究テーマ「最新技術に関する研究」について

27日

第2回制度対策本部会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)について
- 2 令和4年度制度対策本部事業計画(案)及び 同予算(案)について
- 3 令和3年度制度対策本部事業の懸案事項に ついて

1月

5日

第10回正副会長会議

<協議事項>

1 令和3年度第9回常任理事会協議事項の対 応について

5日、6日

第9回常任理事会(電子会議出席者あり) <協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応について
- 2 各種委員会委員等への報償費について
- 3 土地境界基本実務叢書の在庫の取扱いについて
- 4 静岡県土地家屋調査士会が実施した「インボイスに関する研修会」及び大阪土地家屋調査士会が実施した「令和3年度オンライン申請研修会」の収録動画のeラーニングコンテンツ化について
- 5 令和4年度事業方針大綱(案)、同事業計画 (案)及び同予算(案)について
- 6 第79回総会(臨時総会)及び意見交換会の運 営について

6日

第9回土地家屋調査士総合研究所(仮称)創設に 関する検討PT会議(電子会議)

<協議事項>

1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)設立に係 る構想案について

12日

第8回研究所会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和4年度研究所予算(案)について
- 2 各研究テーマの進捗状況等について

14日

研究所第2回研究テーマ「歴史的地図・資料」会 議(電子会議)

<協議事項>

1 研究テーマ「歴史的地図・資料に関する研究」について

第11回正副会長会議会議(電子会議)



広報キャラクター「地識くん」



松竹配給の映画『大河への道』が2022年5月20日(金)に全国劇場公開されます。

原作は<u>立川志の輔の創作落語『伊能忠敬物語―大河への道―</u>』。その画期的な"伊能忠敬が出てこない伊能 忠敬物語"は、2011年の初演以来、「落語を超えた究極の話芸」と評され再演を繰り返す、最もチケットが取れない演目の一つです。

STORY

現代→1821年〈初の日本地図完成〉→1818年〈伊能忠敬亡くなる〉!?

千葉県香取市役所では、観光促進として地元を盛り上げるために、"大河ドラマ"の開発プロジェクトが立ち上がる。主人公は伊能忠敬!そう、あの初めて日本地図を作ったことで有名な、郷土の偉人である。しかし、その脚本作りの最中に、ある驚くべき事実を発見してしまう。なんと伊能忠敬は、地図完成の3年前に亡くなっていたのだ!

「伊能忠敬はドラマにならない。地図を完成させてないんだ!」「え、じゃあ、誰が?」

舞台は江戸の下町へ一。弟子たちに見守られ、伊能忠敬は日本地図の完成を見ることなく亡くなった。動かぬ師を囲んですすり泣く声が響く中、ある人物が意を決し発言する。

「では、今しばらく先生には、生きていていただきましょうか…」

忠敬の志を継いで地図を完成させるために、弟子たちによる一世一代の隠密作戦が動き出す。そこには、歴史に埋もれた、涙なしには語れない感動のドラマがあった一。

作品概要

中井貴一 松山ケンイチ 北川景子

原作:立川志の輔『伊能忠敬物語―大河への道―』 (2022年1月5日よりPARCO劇場にて再演

/漫画版:小学館ビッグコミックオリジナル

増刊号にて連載中)

脚本:森下佳子(『JIN-仁』『ごちそうさん』『おんな

城主 直虎』『義母と娘のブルース』)

音楽:安川午朗(『八日目の蝉』『殿、利息でござる!』

『孤狼の血』)

監督:中西健二(『青い鳥』『花のあと』)

製作幹事:木下グループ

製作プロダクション: デスティニー

配給:松竹

©2022 『大河への道』フィルムパートナーズ

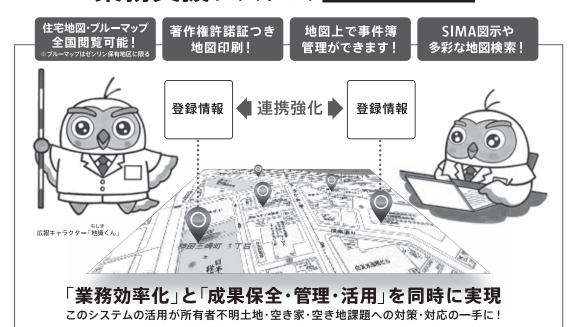
宣伝お問合せ先

アティカス/マンハッタンピープル

三原 (090-3949-6818)



日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査±カルテMap

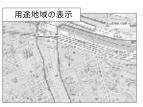


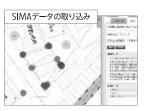
地図機能について

「調査士カルテMap」では、以下地図機能のご利用が可能です。









住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ(ゼンリン保有 地区のみ)も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができ ます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

「調査士カルテMap」無料お試しID利用会募集中

先 5 会限定 土地家屋調査士会 着 5 会限定 配布しています。

本システムを利用することで、調査情報の保全・継承だけでなく、土地家屋調査士投資の協力体制を強化することで業務を効率化することができます。 また、多くの土地家屋調査士が利用することで、業務範囲・市場の拡大や、他業界に向けた情報や知見の発信も可能にします。

通常月額3,300円(税込)のサービスを無料でお試しいただけます。

- ・Webアプリケーションの為、インターネット環境があればいつでもどこでもご利用が可能です。
- ・無料お試しIDは土地家屋調査士会単位で配布致します。集合形式やWeb形式の研修に合わせて本システムの説明会を実施することも可能ですので、 是非一度ご相談ください。
- ※本登録いただく場合でも登録月の月末までは無料でご利用いただけます。
- ※無料お試しIDのご利用期間は、ID発行から2ヶ月間です。
- ※無料お試しIDにて登録いただく調査情報は、本登録後のアカウントには継承できません。

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会WEBサイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会 🔍



■ 連合会 HP 右下の



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会 「調査士カルテ Map」問合せ窓口 Email kartemap@chosashi.or.jp

国民年金基金

「じいじ」と呼ばれて

岐阜会 山下 健

4年前、長女に子供が生まれて、とうとう私も「おじいちゃん」になった。私にとっての初孫である。「目の中に入れても痛くない」とはよく言ったもので、その愛らしさと愛おしさは、想像をはるかに超えたものだった。

そのこと自体は、大変喜ばしいことなのだが、ただ一つだけ気掛かりなことがあった。

孫が生まれて以来、長女が私のことを「じいじ」と呼ぶようになったのだ。当の孫が言葉を覚えて「じいじ」と呼んでくれたなら、こんな嬉しいことはないのだが、まだ生まれて間もない頃のことであった。

私には他にも次女と長男がおり、2人とも既に独立はしているものの、たまに実家に帰ってくる。何故だかその二人の子供たちからも「じいじ」と呼ばれるようになった。そればかりか私の妻も当然のように私を「じいじ」呼ばわりするようになってしまった。

これまでずっと家の中での私の呼称は、「お父さん」だったはずだ。「お父さん」は、一家の中でそれなりの威厳が感じられるものだ。「じいじ」となるとなんだかその威厳が薄れてしまったように感じて、今一つしっくりとこなかった。37年前、私が土地家屋調査士を始めた頃には、こんな日が来るとは想像もしていなかった。

私は、いわゆる二世土地家屋調査士である。私の父も土地家屋調査士を家業としていた。そのため小学生の頃からポールやテープを持って測量の"お手伝い"をさせられた。測量といっても平板にカレンダーを裏返して貼って、アリダードなる精密機器とエスロン(ビニール?)テープを使って測るという超アナログなものであった。高校生くらいになるとカラスロやロットリング製図ペンを使って図面を書く"お手伝い"をした。今でも私が15才位の頃に書いた"地積測量図"が法務局に眠っている。昭和40年代の話であるが、私の地元である岐阜の片田舎では、当時はそれが普通だった。

その頃はまだ、私の田舎では長男は家業を継ぐものだと謂われていたので、当たり前のように親父の後を継いで、土地家屋調査士になった。昭和60年に土地家屋調査士会に入会した時には、私は「じいじ」とは程遠い26才独身の「若者」だった。

当然のことではあるが、「老後」のことなど頭の片隅にもなかった。数年後結婚して家庭を持ち、子



だこの先も「お父さん」のままだと思っていた。

4年前、「じいじ」と呼ばれるようになって、ようやく私もそういう年齢になったのだと気付いた。時の流れは誰にも止めることが出来ないものだ。そう分かっていても漫然と自分だけは衰えることはないと高を括っていた。冷静になって自分を眺めると、気力・体力・知力の何れも明らかに衰えてきている。それもそのはずで、来年には私も年金受給者になる。

年金といっても小規模な個人事務所で土地家屋調査士業を営んできた私の場合、受け取れる国民年金は、微々たるものである。今にして思えば、何故加入しようと思ったのか全く定かではないが、「お父さん」になった頃に何気なく加入した「国民年金基金」の存在が、非常に有り難く感じられる。

この先「老後」を迎える私にとっては、年金は減衰した生活力を補う重要な糧である。子供や孫たちに頼ることなく自分の人生を自己の責任で全うするよう努めることは、親としての責務であろうと思う。もっと早くにそのことに気付いて、「老後」の生活設計をしておくべきだったと、今更ながら反省もしている。今現在、働き盛りである若手や中堅の土地家屋調査士の皆さんにも必ず「老後」は訪れるものだ。私のように呑気な人生設計をしている人は少ないと思うが、個人事業主として土地家屋調査士を営んでおられるならば、若いうちに「老後」を意識しておくことを強くお勧めする。もし未だ「老後」を考えたことがないならば、「国民年金基金」への加入を一考されるべきだと思う。

今では、初孫も4才になった。よくしゃべる孫娘で「じいじ、抱っこして一」などと言って私を喜ばせてくれる。1年ほど前に生まれた二人目の孫にも早く「じいじ」と呼ばせたいものだ。そして、僅かではあるが国民年金基金から受け取れる上乗せ年金を使って、孫の機嫌をとってやろうと考えている今日この頃である。

確定申告で、

「 税金がこんなに!?」 と、驚いている先生方



全国国民年金基金で、

節税しながら 年金をつくろう!!

人生100年時代 にも安心な 終**身年金** が基本

口数を 減らしたり、 払込を一時停止 することができます。 納付した掛金は 年金として受取る ことができます



樹金は、 全額所得控除 家族の掛金も 空除の対象 たなります

予定利率が 1.5% と、民間生保の 予定利率と 比較して高い

ご加入キャンペーン

令和4年 1/1~3/31までにご加入の方に クオカード 3,000円 プレゼント!!

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2F **3-6902-2161** (平日9:00~17:00)



上地家屋調査士名簿の登録関係

■ 登録者

令和3年12月1日付 神奈川 3175 村田 邦宏 岐阜 1319 野々垣敬太 匠平 富山 544 森 山口 991 松永 匡史 德光 帥人 札幌 1229 釧路 章文 357 髙橋 徳島 525 木下 峻輔 令和3年12月10日付 熊本 1230 髙田 英樹 令和3年12月20日付 滋賀 467

藤本

夏樹

■ 登録取消し者

令和2年11月12日付 東京 4466 石川 光保 令和3年6月29日付 東京 5130 山下 富雄 令和3年8月4日付 三好 東京 7736 晃裕 令和3年10月26日付 的場 山形 1046 保典 令和3年10月27日付 長峰 茨城 890 善政 令和3年10月31日付 大阪 2479 永井 隆博 令和3年11月7日付 埼玉 2379 田中 和彦 令和3年11月9日付 宮城 674 山口 庄衛 令和3年11月14日付 栃木 516 竹澤 和男 令和3年11月21日付 岩手 1018 久慈幸一郎 令和3年11月22日付 茨城 299 成島 金哉 令和3年11月23日付 千葉 1305 後藤 利幸 令和3年12月1日付 神奈川 2321 穴澤 繁 埼玉 1207 山本 浩司 福岡 1556 馬田 文男 宮城 694 吉田 尚可 令和3年12月10日付 神奈川 2157 木嶋 均 群馬 642 梅山 秀男 大阪 3075 辻 康利 兵庫 1710 青田 紀行 奈良 203 末浪 正巳 石川 4 津田 伸 福岡 1887 川淵 透 宮崎 488 藤井 克彦 道久 弘美 宮崎 713 宮崎 森川 義久 819 山形 1084 佐竹 敬司 岩手 1090 天野 直樹 令和3年12月16日付 東京 4631 萩原 知 上原 東京 4709 忠義 東京 5188 中山 則夫 三郎 東京 5611 島田 東京 6607 吉田 康彦 東京 7405 橋本 昌和 東京 7547 石川 弘行 東京 7663 阿部 克己 東京 7961 三浦喜八郎 内藤 剛志 東京 8060 東京 8091 渡邊 聖子 神奈川 1200 三浦善四郎 神奈川 1797 松園 英幸 神奈川 2657 佐川 祐介 神奈川 2782 宍戸 秀次 山田 邦夫 埼玉 938 埼玉 1624 藤村 彰 埼玉 1827 新井 彰夫 埼玉 2177 岡庭 広和 埼玉 2639 松永 貴弘 埼玉 2651 山下由利子 栃木 613 梅澤 裕 群馬 874 小井土 努 群馬 1028 河島 宏光

静岡 1110 佐藤 董 埜田 昌之 静岡 1598 池邊 克己 大阪 1497 中島 浩 大阪 1776 大阪 2104 守屋 晴之 大阪 2250 垣内 俊一 大藪 正幸 大阪 2362 大阪 2724 川村 和也 梅山 薫 大阪 3137 大阪 3327 中原 俊二 大阪 3349 大山 桊弘 大阪 3354 和田 匡広 斉藤 雄一 兵庫 1366 和歌山 141 最田 秀治 和歌山 437 橋本 保正 愛知 1803 前田 久一 愛知 2041 茶園 修也 都築 芳昭 愛知 2144 愛知 2150 小木曽 昇 愛知 2455 上野 康治 三浦 博文 愛知 2945 広島 1389 藤原 貞暁 小盛 秀之 広島 1781 広島 1850 伊川 充 山口 732 藤本 幸彦 山口 927 竹安 正信 長崎 554 计崎 徹郎 令和3年12月20日付 東京 5139 能登 誠 東京 6351 志柿 秀作 東京 7365 坂本 孝 光宗 太郎 東京 7413 千葉 776 塙 喜三夫 山梨 301 上田 健彦 山梨 311 森川 賢 京都 山口 正浩 856 岩手 985 小山 īĒ.

ADR認定土地家屋調査士 登録者

令和3年12月1日付 釧路 357 髙橋 章文 令和3年12月10日付 溝口太一朗 福岡 2179

収入減の補償

土地家屋調査士の皆さまへ

所得補償保険

万一、病気やケガで長期間休業したときに収入の減少をカバーします!

新型コロナウイルス 感染症も対象

回体割引 15% 適用!!



病気やケガで 就業不能になった場合に 保険金を <u>*</u> お支払いします!



医師の指示による自宅療養も対象!

自宅療養中 (医師の指示による場合) も対象となります。



<u>免責期間0日プランは短期間の入院(自宅療養を含む)でも充実した補償</u>

長期補償!

最長12か月の長期補償! (免責期間がある場合は、 免責期間終了の翌日から 12か月補償します。)



ご加入は告知のみでOK!

ご加入の際医師による診査は 不要です。



保険期間 2021年 10月1日 午後4時~ 2022年 10月1日 午後4時まで1年間

日本土地家屋調査士会連合会共済会

代理店·扱者 有限会社 桐栄サービス TEL:03 (5282) 5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 TEL: 03 (3259) 6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部 営業第一課 ※このご案内は保険の概要を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

B21-100564 使用期限:2022年10月1日

ち 俳 壇 う ょ

第441回



床

深谷 健吾

盆

梅

恋人にもらつたらしい春の風邪きのふ白今日は黒つれ浮かれ猫 節分や仕 の間 の盆梅い |事の鬼と笑はれて||盆梅父の死を知らず

当季雑詠

深谷 健吾

茨 城 島 田 暮れ 選 操

日に一句記したる日記果つ 病に耐ゆる余生や冬 椿 とて無駄に過ごせぬ年の

— ひ

と目

ゴールドの免許返上冬うらら

茨 城 中 原 ひ そむ

郵 道 四歳 !すがら手折りし野菊供へ!隅より湯の香ただよふ柚! 月 便受け覗く寒む夜を戻り来て 0) 過 ゆく速さ山眠 る いへけり 子湯 か な

Щ 形 柏 屋 敏 秋

自分史の準備を終へて冬籠短日や闇に吸はるる始発バス学校の門番をする雪達磨泉の声のみ響く深き森泉の声のみ響く深き森泉の声のみ響く深き森泉の声のみ響く深き森泉の声のみ響く深き森 泉なるるの

岐 阜 堀 越 貞

有

返答の鸚鵡返しや春寒し横丁の辻で待ち伏せ恋の猫 辻褄の合はぬことあり二月 つまでも続く説教二月 尽 尽

今月の作品から

深谷 健吾

島 田 操

病に耐ゆる余生や冬椿 冬椿」とは、

冬の季語「寒椿」の傍題。 椿

寒の冬を越え、春待つ心情を擬人化法によ 花でもあり「耐冬花」とも呼ばれる。一病息る。冬椿は、その厳しい寒さを越えて咲く ことから孤高の美しさや高貴さの景ともな さや儚さを表す花とも見える。その反面 り詠み込んだ見事な一句である。 春の季語。下五の「冬椿」の斡旋により、厳 木の春と書いて「椿」となるように、本来は 災の故に余生を静かに送る人生もありか。 く花が丸ごと落ちる。その姿からして悲し の落ちる際、花弁が一つ一つ落ちるのでな 面が真っ白な雪の中に深紅の椿が映える

中原 V. そ む

心情を詠み込んだ佳句である。 つもより長風呂になる。至福の時を満喫し 四隅に柚子の情況か。今日は柚子風呂、 四隅に逃げてゆく。風呂の真ん中に本人、 風呂に入ると柚子が人を避けたかのように を丸のまま湯に入れる。一人で香り充満の 冬至の日の家庭風呂の情景の一句か。 などを食べる風俗も残っている。提句は、 あったようである。南瓜、粥、 ている。冬至は一年中で最も日照時間が短 がよく、体が温まる。風邪を防ぐといわれ たものなど、適当に風呂に入れるが、 頃にちょうど実る。丸のままや輪切りにし 銭湯でも家庭でも行っている。柚子はその 呂の湯に柚子の実を入れて入浴する。 兀 いので生命力を旺盛にするための信仰も 隅より湯の香ただよふ柚子湯かな 「柚子湯」は、冬の季語。冬至の日に、 健康で元気に暮らす願いの こんにゃく 柚子 香り 町の 風

学校の門番をする雪達磨

明な言葉で、ユーモア感たっぷりの俳諧味 雪達磨である。しかも学校の門番とは。平 る地域での子は誰しも体験した雪遊びの じる。盆の上に雪で兎の形を作ったものを のある佳句である。 つである。提句のポイントは、門番をする を「雪釣」という。雪達磨は、 雪を付着させて塊を大きくしていく。これ 愛らしい。また紐の先に木炭をぶら下げ、 炭や薪または笹の葉などで目鼻を作って興 作って積み重ね、達磨に見立てたもの。木 題。雪遊びの一つで、大小二つの雪玉を 「雪兔」という。赤い実の目・青い葉の耳が 「雪達磨」とは、冬の季語「雪まろげ」の 雪の降り積も

越 貞 有

横丁の辻で待ち伏せ恋の猫

る。提句は、 問わずもの狂おしく争うかと思うと、 猫の交尾期は年に四回あるが、もっとも多 して詠んだ俳諧味のある佳句である。 しているのかと。恋猫の 発情期か。 じ猫を見かける。ちょうど今の時期は猫の く、傷つき汚れて帰って来る姿は哀れであ い声で鳴き続ける。幾日もさまよったあげ ような声で鳴き、 いのが春である。 「恋の猫」とは、春の季語「猫の恋」の 恋猫が同じ場所で待ち伏せでも 昨日も、今日も横丁の辻で同 発情期の猫は赤子の泣く 仲間を求めあう。 一途な思いに感動 昼夜を 傍題 切な

令和3年度土地家屋調査士本試験問題(午後の部)

~ part 1 ~

令和3年10月17日(日)に土地家屋調査士の一次試験が行われました。試験に合格され業務を行っている皆さんにとって最新の問題は、ほとんどお目に掛かる機会がないのかも知れません。

新たな企画として、現在、どのような問題が出題されているのか、少しずつ紹介することにしました。最新の法令に準拠していますので、受験生に戻ったつもりで是非チャレンジしてみてください。

また、本誌をご覧になっている土地家屋調査士でない方も是非挑戦してみて、興味がわいたら受験してみてはどうですか!

【試験問題抜粋】

第4問 次の対話は、土地家屋調査士(以下「調査士」という。)が代理人として電子申請の方法により土地の 合筆登記の申請をする場合に関する調査士と補助者との対話である。調査士の質問に対する次のア からオまで補助者の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

調査士:土地の所有権の登記名義人が登記識別情報を記載した書面の交付を受ける方法により登記 識別情報の通知を受けていた場合において、電子申請の方法による当該土地の合筆の登記 の申請について申請情報と併せて当該登記識別情報を提供するときは、代理人である調査 士は、当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録に、調査士による電子署 名を付したものを提供することはできますか。

補助者: **ア** 当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録に、調査士による電子署名 を付したものを提供することができます。

調査士:電子申請の方法により土地の合筆登記の申請をする場合において、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例により添付情報が記載された書面を登記所に 提出するときは、代理人である調査士は、当該書面を登記所へ持参しなければなりませんか。

補助者:イ 登記所へ持参する方法と送付する方法のいずれかによることができます。

調査士:調査士が代理人として電子申請の方法により土地の合筆の登記の申請をする場合において、申請人が代理人の権限を証する情報が記載された委任状をスキャナにより読み取って当該情報が記録された電磁的記録を作成したときは、調査士は、調査士による電子署名を付した上で、当該電磁的記録に記録した情報を添付情報とすることができますか。

補助者:ウ 申請人による電子署名が付されていませんので、添付情報とすることはできません。

調査士:同様の事例において、代理人である調査士が当該委任状を確認した上でスキャナにより読み 取って電磁的記録を作成し、これに調査士による電子署名が付されている場合において、当 該電磁的記録に記録された情報及び当該電磁的記録の作成過程が記録された申請に係る不動 産の調査に関する報告を申請情報と併せて提供する方式(以下「調査士報告方式」という。)によ り当該登記の申請をしたときは、登記官に対して当該委任状原本を提示する必要はありますか。

補助者: **エ** 調査士報告方式により当該登記の申請をした場合には、当該委任状原本の提示を省略 する事はできません。

調査士:電子申請の方法により土地の合筆の登記の申請をした場合において、その後、当該申請を 取り下げるときは、当該申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方 法によってすることができますか。

補助者: オ 当該申請の取り下げは、その申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方法によってすることができます。

1 P1 2 P1 3 1 D1 4 D1 5 T1

回答は次ページに

<不動産の表示に関する登記>

第4問 正解 3

出題テーマ 電子申請

各肢の解説

- ア 誤り。 電子申請における登記識別情報の提供は、令13条の特則又は令附則5条の特例方式により 添付情報を提供する場合であっても、法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使 用して登記識別情報を提供する方法によらなければならない(規則66条1項1号)。
- イ 正しい。特例方式では、添付書面の登記所への持参及び送付のいずれの方法によることもできるとされている (平成 21 年・1・11 民二第 57 号通達第 1・-・(2)、規則附則 21 条 4 項参照)
- ウ 正しい。添付情報が書面に記載されている場合に、当該書面に記載された情報を電磁的記録に記録したものを添付情報とするときは、当該電磁的記録を作成した者による電子署名が行われているものでなければならないが(令13条1項)、本肢の場合は、申請人が電磁的記録を作成しているので、申請人による電子署名が行われているものでなければならない。
- エ 誤り。 土地家屋調査士等が代理人として電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合において、令13条1項に基づき添付情報が提供されたときは、原則として、添付情報の基となった書面の提供を求めない取扱い(これを「調査士報告方式」という。)を行うものとされている。(令和元・10・7民二第187号通知1)。この調査士報告方式が認められるためには、土地家屋調査士等が登記の申請又は嘱託を代理し、「添付した電磁的記録については、当職において添付情報が記載された書面を確認した上で、当該書面をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録である。」旨を記録した規則93条ただし書に規定する報告が提供されること等いくつかの要件があるが(同通知2)、委任状原本の提示を省略することは認められる。
- オ 誤り。 電子申請を取り下げる場合は、法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請を取り下げる旨の情報を登記所に提供する方法によってしなければならないとされている(規則39条1項1号)

以上より、正しいものはイ及びウであるので、正解は3となる。

解説における法令名等の略記について

- ■不動産表示登記関係
 - ·不動産登記法→「法|
 - ・不動産登記令→「令」
 - ·不動産登記規則→「規則」
 - ·不動產登記事務取扱手続準則→「準則 |
 - ・建物の区分所有等に関する法律→「区分法」
 - ·登録免許税法→「登免税法」
- ■土地家屋調査士法関係
 - · 土地家屋調査士法→「法 |
 - 土地家屋調査士法施工規則→「規則 |
- ※ 試験問題は、令和3年4月1日現在の法令等に基づいて出題されています。解説等も、この基準日の法 令等に基づいて記述されています。

(解説は東京法経学院提供)

編集後記

【豆まきの豆】

2月になり、ようやくお正月気分が抜けてきたの は私だけでしょうか。2月は、節分です。節分に行 う豆まきは、季節の変わり目に起こりがちな病気や 災害を鬼に見立て、それを追い払う儀式として、古 くは室町時代から行われていたそうです。豆まきの 豆といえば一般的には「大豆」ですが、私の住んでい る地域では「落花生」をまきます。学生時代に上京し て落花生をまくのがめずらしいことだと知りまし た。実は、北海道、東北、信越、九州の一部では「落 花生 | をまくようで、長野が特別というわけではな いのです。雪の多い地域で使う割合が多いのは、雪 の中にまいた豆を拾うのは落花生の方が楽ですし、 まいた後に拾って食べても清潔などの理由が考えら れるそうです。九州の一部で使われている理由には 産地があるからと、そんな理由がある中で生産量日 本一の千葉県では大豆が使われているようです。皆 さんがお住まいの地域はいかがですか?

さて、今月号の『事務所運営に必要な知識』に、愛知会で行った「地域福利増進事業への取組」についての記事が掲載されています。伊藤直樹先生は前連合会副会長であり、この事業の概要について伺っていたため、結果が非常に気になっていました。所有者が不明な土地を有効に活用できる制度なので、各土地家屋調査士会でも検討してみてはいかがでしょうか。

節分は冬の終わりの日といいますが、寒い日はまだまだ続きます。土地家屋調査士にとっては現場作業が伴うため冬の寒さは過酷です。北へ行けば行くほど冷え込みが厳しいと思われるかもしれませんが、私が住む長野県上田市の菅平高原は、過去に本州での最低気温の記録(既に抜かれています。)や、その日の最低気温が北海道を超える日もあるほどです。早く暖かくならないかと春を心待ちにしています。

広報部次長 久保智則(長野会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円 1年分 1,200円 (送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

^{発行所} 日本土地家屋調査士会連合会◎

〒101-0061東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話:03-3292-0050 FAX:03-3292-0059

URL: https://www.chosashi.or.jp E-mail: rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社